

2018年6月15日

株主の皆様へ

オリンパス株式会社

第150期 定時株主総会議案に関する補足について

来る6月26日に予定しております当社第150期定時株主総会の議案に関しまして、議決権行使助言会社から出されている意見について、改めて株主の皆様により正確にご理解をいただくために、提案の背景及び当社の考え方等につき、補足させていただきたく存じます。

記

このたび、第2号議案(取締役11名選任の件)において、11名の取締役の選任をお願いしております。

先般、一部メディアにおいて、当社の中国現地法人である Olympus (Shenzhen) Industrial Ltd. (以下「OSZ」といいます。)が、中国・深セン税関当局との間の税務問題の処理をめぐりコンサルタントを起用して不正な支払いを行った疑いがあるなどといった報道がなされておりますので、この点について補足説明を致します。

まず、当社は、上記問題について、2016年6月27日付「当社及び当社子会社に関する一部報道について」と題する適時開示(別紙1)のとおり、社外取締役及び社外弁護士で構成する調査委員会(以下「OSZ調査委員会」といいます。)による調査(以下「本件調査」といいます。)を実施した結果、日本、米国及び中国の贈賄関連法令に違反する行為があったとは認められず、当該調査結果については、必要な海外関係当局にも報告済みである旨を適時開示しております。

上記適時開示後、別のメディアからも、同様の報道がなされたことを受け、当社は、本年1月31日付「当社及び当社子会社に関する一部報道について」と題するニュースリリース(別紙2)において、同問題について既に適時開示を行っていること、新たな法律事務所を起用してOSZ調査委員会による本件調査を再検証した結果、同調査の結論及び方法は妥当なものであったと評価されたことなどについて、改めてご説明しております。

以上のように、当社は、OSZにおけるコンサルタント起用をめぐり問題について、これまで十分な情報開示を尽くしてまいりました。そして、現在に至るまで、この問題について、関係当局による当社及び当社子会社に対する捜査等が行われた事実はありません。

又、上記問題に関して OSZ によるコンサルタントに対する不正な支払いを指摘する上記とは別の法律事務所作成の書面があるなどと指摘する一部報道があります。しかしながら、上記ニュースリリース記載のとおり、これらの書面のうち、本件調査以前に作成された書面については、本件調査時点で、既に調査対象の資料として検討済みであり、本件調査以後に作成された書面についても、本件調査に関する新たな証拠や問題点等を指摘するものではありません。したがって、いずれの書面も本件調査の結論に何ら影響を与えるものではありません。さらに、該当する書面を作成した一部の法律事務所からは、当該法律事務所が作成した書面の内容や作成過程等に不備があったとして事実上の撤回を示唆する文書を受領しており、この点からも、これらの書面に有効性は無く、本件調査の結論に何ら影響を与えるものではありません。

当社においては、いずれの議案も、現取締役会で十分議論した上で上程しております。株主・投資家の皆様におかれましては、何卒ご理解いただき、株主総会における当社議案につきご承認を賜りますようお願い申し上げます。

以上



(別紙1)

2016年6月27日

各 位

会 社 名 オリンパス株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員 笹 宏行
(コード：7733、東証第1部)
問合せ先 広報・IR部長 百武 鉄雄
(TEL. 03-3340-2111(代))

当社及び当社子会社に関する一部報道について

一部の報道機関から、当社の中国現地法人である Olympus (Shenzhen) Industrial Ltd. (以下「OSZ」といいます。)が、中国・深セン税関当局との間の税務問題の処理をめぐりコンサルタントを起用して不正な支払いを行った疑いがあるとの報道がなされております。

この件に関し、当社は、昨年度、海外関係当局にも報告の上、社外取締役及び社外弁護士で構成する調査委員会(以下「OSZ 調査委員会」といいます。)による調査を行いました。その調査の結果は以下のとおりであり、日本、米国及び中国の贈賄関連法令に違反する行為があったとは認められません。また、同調査委員会からは当社及び当社グループの内部統制上の問題点の指摘がありました。当社は、調査結果についても、必要な海外関係当局に説明しております。

当社は2012年4月の新経営体制発足以降、コンプライアンス/ガバナンス体制の強化に積極的に取り組んでおり、本件に関する調査は、その取り組みの一環として自主的に実施したものです。今後につきましても、コンプライアンス/ガバナンス体制の強化に、引き続き積極的に取り組んでまいります。

なお、本件による過年度での財務諸表及び当期業績への影響はありません。

記

1. 事案の概要

2006年(平成18年)、OSZにおいて、中国の税関総署による監査により、通関帳簿上の一部製品等の在庫数がマイナスになっていること(以下「マイナス理論在庫問題」という)が判明し、OSZは、深セン税関当局との間でマイナス理論在庫問題の解決を図ることになった。しかし、深セン税関当局との協議は進展せず、OSZは、2014年(平成26年)9月末に予定されている通関帳簿の電子帳簿への切替時までにはマイナス理論在庫問題が解決しない場合、不利益を被るおそれがあるとの危機感を強めた。そこで、OSZは、A社をコンサルタントとして起用し、マイナス理論在庫問題の解決に向けて協力を得ることにした。A社は、2011年(平成23年)に、OSZが現地の消防局から消防関連設備について指摘を受けた際にその対応を相談するなどした相手先であり、その後、OSZは、OSZの深セン工場における食堂運営や警備業務等をA社に委託するようになった。

2014年(平成26年)4月、OSZは、A社との間で、マイナス理論在庫問題解決に向けたコンサルタント契約(以下「本件コンサルタント契約」という)及び本件コンサルタント契約に付随した従業員寮の売却契約(以下「補足契約」という)を締結した。本件コンサルタント契約は、深セン税関当局から科される罰金等を3,000万RMB(約5億円)までに抑えることを目標に、3,000万RMBからの罰金等の減額分の80%をA社の成功報酬とし、罰金等の増額分の20%をA社の負担額とする成功報酬型の契約であった。また、補足契約における従業員寮の売却はマイナス理論在庫問題の解決を売却条件としていた。

その後、OSZは、A社の助言に従って深セン税関当局と交渉し、深セン税関当局との間で、マイナス理論在庫の解消に合意した。最終的にOSZは深セン税関当局から罰金等も科されなかった。

(別紙 1)

そこで、本件コンサルタント契約に基づく報酬として OSZ から A 社に対して 2014 年（平成 26 年）12 月に 2,400 万 RMB（約 4 億円）が支払われた。

マイナス理論在庫問題が OSZ に非常に有利に解決し、A 社に対する成功報酬が高額になったことから、当社の監査役は、A 社起用をめぐるリスク情報を認識するに至り、取締役側にも同様の問題意識があったことから、2015 年（平成 27 年）2 月、OSZ 調査委員会を設置して調査を行うことになった。

2. 調査の方法

OSZ 調査委員会は、2015 年（平成 27 年）2 月から 10 月にかけて、外部法律事務所及びドキュメントを収集する外部ベンダーを起用して、調査を実施した。調査においては、本件への関与の可能性が高いと思われる役職員 25 名から、約 500 万件のドキュメントを収集した上で、キーワード検索によって絞り込んだ約 13.5 万件についてドキュメントレビューを実施した。また、上記ドキュメントレビューの結果を踏まえ、関与の可能性が高いと思われる役職員 34 名に対しヒアリングを実施した。

3. 贈賄行為の有無

上記調査の結果、A 社が深セン税関当局職員に対して金銭を交付したことを示す証拠は得られなかった。他方、A 社が OSZ に対し、マイナス理論在庫問題の解決に向けた助言など一定の役務を提供したことは事実であった。なお、A 社は贈賄行為を否定している。以上を踏まえ、OSZ 調査委員会は、状況証拠からは A 社が贈賄を行った疑いを完全には払拭できないものの、広範な調査を行ってもなお、贈賄又はその共謀が存在し、日本、米国及び中国の贈賄関連法令に違反する行為があったとの認定には至っていないとした。

4. 内部統制上の問題点

OSZ 調査委員会は、当社及び当社グループの内部統制上の問題点を次のとおり指摘した。

- (1) 当社のアジア等地域統括会社である Olympus Corporation of Asia Pacific Limited（以下「OCAP」という）の内規では、贈賄防止のためのデューディリジェンス（取引先審査）手続の対象として販売会社や再販業者を主に想定しているように読める一方で、A 社のようなコンサルタントのデューディリジェンス手続は十分に実施されなかった。
- (2) OSZ は、正式なコンサルタント契約を締結する前から、適切な決裁を経ることなく、現地の OSZ の判断で、マイナス理論在庫問題の解決に向けて A 社を関与させた。
- (3) OSZ の役職員は、A 社とのコンサルタント契約締結に係る決裁を OCAP 内で完結させるため、コンサルタント報酬額が OCAP の決裁権限の上限金額内におさまるようにコンサルタント報酬を調整しようとした。この背景には、OSZ の役職員が事前に当社の経営陣に本件コンサルタント契約の締結につき説明した際の当社経営陣の発言の一部を、OSZ 役職員が、OCAP 内で決裁してほしいとの趣旨であると受け止めたことがあった。
- (4) OSZ の役職員は、決裁規程に反して当社や OCAP の決裁を経ず、当社や OCAP にも事前説明しないまま、A 社との間で補足契約を締結した。
- (5) OSZ の現地スタッフが、2015 年（平成 27 年）に、税関の担当官に対して、合計約 6,000RMB（約 9 万円）から 7,000RMB（約 11 万円）相当の飲食接待及び贈答をしたとして、当該費用の経費申請を行い、複数の OSZ 役職員が税関以外の当局も含め、担当者への贈答・会食を行っていた。
- (6) 調査の過程で、OSZ において、簿外で管理している資金（多いときでも総額で数百万円程度）が存在していることが判明した。この簿外資金は、OSZ の歓送迎会等の目的で使用されていた。なお、この簿外資金から賄賂の支出があったとの認定には至っていない。

(別紙1)

- (7) その他、当社や当社グループの決裁規程の仕組みや運用について要改善点があり、関係する役職員の教育指導が必要である等の課題がある。

5. 関係者の責任と再発防止

当社は、OSZ 調査委員会の調査結果を踏まえ、従業員寮の売却及び簿外資金に関与した役職員について所要の懲戒処分を行うとともに、当社経営陣や OCAP 役職員を含め、研修等の教育指導措置を実施している。また、当社は、社内のコンプライアンス関連規程の改訂や周知徹底その他の再発防止に取り組んでいる。

以 上

(別紙2)

2018年1月31日

当社及び当社子会社に関する一部報道について

当社の中国現地法人である Olympus (Shenzhen) Industrial Ltd. (以下「OSZ」といいます。)が、中国・深セン税関当局との間の税務問題の処理をめぐりコンサルタントを起用して不正な支払いを行った疑いがあるなどといった報道が、一部の報道機関からなされております。

この件に関して、当社は、2016年6月27日付け「当社及び当社子会社に関する一部報道について」において、社外取締役及び社外弁護士で構成する調査委員会による調査を実施した結果、日本、米国及び中国の贈賄関連法令に違反する行為があったとは認められなかった旨、この調査について海外関係当局にも報告済みである旨、再発防止策や関係者処分も実施済みである旨をそれぞれ既に適時開示しております。

また、本件調査に関して従業員1名の疑義の指摘を受けて、当社は2017年4月に、本件調査に関与していない新たな法律事務所を起用して、再検証を行っております。この再検証においても、本件調査の結論及び方法は妥当なものであったと評価されております。

さらに、2017年12月にも、法務部員1名から上記再検証に対する疑問の指摘を受け、当社は、重ねて、外部の弁護士を交えて、改めて当該指摘には根拠がないことを確認しております。

不正支払いを指摘する法律事務所作成の書面があると指摘する一部の報道がありますが、これらは、本件調査の時点で既に調査資料の一部として検討済みのものであったり、あるいは、本件調査に対して新たな証拠や問題点等を指摘するものではなく、本件調査の結論に何ら影響を与えるものではありません。

また、本件調査に関連して当社従業員に対する不当な人事異動等が行われたという一部報道もありますが、記事中に指摘されている人事異動は、業務上の必要性に基づく通常の人事異動の一環であり、本件調査とは関係がありません。また、前述の人事異動の不当性を主張する当社法務部員が、社内メールの使用禁止措置を受けたことが報じられておりますが、かかるメール使用禁止措置は、再三の注意にもかかわらず、当社の規程に反して社内メールを不適切に利用したために行われたものであり、正当な措置です。

以上

～お問い合わせ先～

オリンパス株式会社 広報・IR部 村上
TEL 03-6901-9281 (直通)
FAX 03-6901-9680